

2012
南部豪雨
災害訴訟

料理旅館「静山荘」の浸水被害による訴訟

議会に諮らず控訴も 高裁での二審「控訴棄却」 控訴時も敗訴後の対応とも議会軽視（市民軽視）の姿勢が露わに

2012年8月に発生した京都府南部豪雨災害で、宇治塔川にある料理旅館「静山荘」が床上浸水。約4カ月の休業を余儀なくされたことを受け、2014年に宇治市を相手取り損害賠償を求める訴えを京都地方裁判所に提起しました。この浸水被害に係る損害賠償請求事件で、二審の大阪高裁が宇治市の控訴を棄却する判決を下しました。高裁は、市の瑕疵を認めた一審の京都地方裁判所を支持し、一審原告の「静山荘」側に約1269万円を払うよう命じました。

災害後、格子状の柵を改修した事実を重く判断か

市は、1993年頃、旅館の傍ら流れ宇治川に流入する山王谷川の暗渠部に、流木などの異物が入り込まないように、10センチ四方の格子状の柵（「スクリーン」）を設置。南部豪雨でこのスクリーンに泥状の土砂や枝葉などが堆積し、目詰まりを起こし閉塞したことにより溢水。市は災害発生後に、格子状の柵（「スクリーン」）を目幅20センチの縦じまの柵に改修していました。

京都地裁の一審判決では、「土砂災害を発生させるような集中豪雨が発生することで、格子状のスクリーンが閉塞し、暗渠入口部において溢水が発生して周辺地域に浸水等の被害が生じる恐れがあることは十分に予見可能だった」と指摘し、「目幅20センチの縦じまスクリーンに改修するなどの対策を講じることが法的に期待されていた。暗渠入口部に設置すべきスクリーンとして安全性を欠いていた。市に設置または管理の瑕疵があった」と判断。市に1130万6234円の賠償を命じていました。

控訴理由は裁判所の判断に「納得できない」のみ

宇治市はこの判決を「土砂災害を引き起こすような集中豪雨が発生することを容易に想定できるとする裁判所の判断は納得できない」、「改修後のスクリーンで浸水を回避できる証拠もなく、可能性のみを根拠とする判断は納得できない」などと大阪高裁に控訴していました。2022年4月15日に「控訴を棄却する」と判決が言い渡されました。

訴訟の提起 議会での議決による意思決定が原則

一審の京都地裁判決があった20年11月当時、党議員団は「市が控訴するなら、議会の議決が必要だ。議決をせずに『専決処分』をする事は、議会軽視で許されない」と追及しました。当時の政策経営部長が「議会と十分に調整して対応する」と答弁していましたが、控訴の判断に時間がかかり議会を開くいとまがないとして、議会の議決なしに「専決処分」を行い控訴していました。

党議員団が議会への報告怠る当局の姿勢を糾す 議会の議決なしに専決での上告は許されない

最高裁への上告期限は5月2日ですが、市は、議会に対し敗訴の一報を伝えたのみで、4月25日になっても正式に報告を行っていません。議会への報告を行わないことは、市民への報告と市政の情報を明らかにすることを怠ることです。

党議員団は、市当局に対して議会へ正式に報告すべき、仮に上告する場合は、訴訟については議会の議決による意思決定が必要なため、臨時議会の開催が必要だと指摘していました。25日に改めて、市当局に対し判決についての議会への報告を行うこと。今後の対応について早期に結論を出し議会に諮ることを求めました。

市当局は、26日に各派幹事会、所管の常任委員会に対して、報告を怠っていた事を謝罪し、判決についての報告を行いました。また、27日開催の建設・水道常任委員会に追加で報告を願い出て報告しました。

各派幹事会で、市当局は、上告について「顧問弁護士から大変厳しい状況だと意見をもらっている。また、上告するなら4月28日の午後5時までに決定し、伝えて欲しいと言われている」ことが明らかになりました。

一審の時のように「専決処分」によって、議会の議決なしに最高裁への上告を行うなど許されません。

※裏面に「専決処分」などの解説をしています

日本共産党
宇治市会議員団

議員団だより 2022年5月1日号
宇治市宇治琵琶33 宇治市役所内
TEL：0774-22-3141(内線2817)
FAX：0774-24-7884

共産党議員団への
ご意見・ご相談



日本共産党宇治市会議員団

議会報告・市政要求懇談会

3月定例会では、2022年度予算について、暮らしや生業を支え、命をまもる予算と施策となっているかとの観点で市民の皆様の声をもとに、市政課題を取り上げ追及し、また、国民健康保険料の引き下げなど具体的提案を行いました。

市政や議会についてご報告をさせていただき、皆様からご意見をお伺いし、今後の議会活動に活かしてまいりたいと思います。

ぜひご参加いただきご意見、ご質問、ご要望などをお聞かせ下さい。

日時：2022年5月14日(土)

午後2時～4時(予定)

場所：ゆめりあうじ

4階 第1会議室



【専決処分とは】

「専決処分」とは、本来は議会が議決しなければならない地方公共団体の議会の権限に属する事項を、所定の要件の下で、その地方公共団体の長が議会の議決を経ることなく例外的に議決に代わり意思決定することのできる処分（地方自治法179条）をいいます。

長が専決処分をすることができる場合とは、「議会が解散中など議会が成立しないとき」、「例外的な定足数を定めた地方自治法第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき」、「長において議会を招集する暇がないと認めるとき」、および「議会において議決すべき事件を議決しないとき」です。また、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決によりとくに指定したものについても、長は専決処分をすることができる（地方自治法180条）とされています。

地方自治法179条によるものは、議会への報告と、議会の承認が必要とされています。

180条によるものは、あらかじめ議決によって指定（委任）しているもので、この場合は議会への報告は必要ですが、あらかじめ指定しているため承認は必要ありません。

※以下、地方自治法180条に係る宇治市の事項

【宇治市】

地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項（昭和47年10月4日議決）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市長専決事項を次のように定める。

- 宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年宇治市条例第12号)第2条に掲げる契約につき、議会の議決を経た後において当該契約の変更を行う場合で、次に定めるもの
 - 契約変更により増減する金額が当初請負金額の10分の2に相当する額(ただし、60,000,000円以内の額に限る。)をこえないとき。
 - 自動車事故等による法律上の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が3,000,000円以内のもの

専決処分

根拠	条件	専決処分後の議会での手続き
地方自治法第179条	特に緊急を要するなど、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合など	議会への報告 議会の承認
地方自治法第180条	軽微な内容で、あらかじめ議決により特に指定したもの	議会への報告